

教育目標

変化していく社会に対応できる、心豊かな主体性のある生徒の育成を図る。

校訓

自主 自律 実践

校歌

服部 忠志 作詞

水野 康孝 作曲

♩ = 80



1. な が れ や ま く め み 一 ず み は き よ く た か は の の
2. お か に ぶ か の そ お か ぜ ら か ぜ ら は そ ひ ら け た も の し は な く
3. あ お く か の そ お か ぜ ら か ぜ ら は そ ひ ら け た も の し は な く
4. か き わ い こ こ ど ろ う の ふ る さ と よ す こめ や か ー
5. と も よ た く ま し ー
6. に く わ れ ら こ こ こ に ま な な お お 中 学 校
7. あ あ こ こ こ に ま な な お お 中 学 校
8. あ あ こ こ こ に ま な な お お 中 学 校

一、流れやまぬ水
みずはきよく
高梁の川よ
こころのふるさとすこやかに
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

二、岡に吹くそよかぜ
かぜはそよぎ
ももの花咲いて
ぶどうもみのるよ夢多く
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

三、仰ぐかのおおぞら
そらはひらけ
たゆみなく友よ
はげみみがこうたくましく
われらここに学ぶ船穂中学校
ああここに学ぶ

中学校生活の心得

- (1) 通学には制服を着用する。
- (2) 服装等の規定は別項を参照のこと。
- (3) 生徒証明書は常に携行する。
- (4) 不必要な物品、金銭は学校に持って来ない。詳細は別資料を参照すること。
- (5) 上記規定の外、学校で定められたもの以外は着用しない。

2 校内生活

- (1) 8時25分までに着席する。
- (2) 欠席、遅刻をする場合には保護者が届け出る。
- (3) 登校後は学校の外へ出ない。特別の用事のため学校の外へ出るときは必ず許可を得る。
- (4) 特別教室は授業、清掃、用事以外には出入りしない。また、準備室には、先生が不在のときには入らない。
- (5) 校長室、職員室の出入りは礼儀正しくし、先生が不在のときは入らない。
- (6) 下校の最終時刻は午後4時45分とする。
それ以後に居残の場合及び休業中に校舎・校地に入るときは関係の先生の許可を受ける。
- (7) 部の活動については以下の時間内で行う。
 - 朝 7:40～8:05
(朝、カギの貸し出しは7時30分以後とする。)
 - 平日の放課後
 - 3月～9月 …………… 18:00まで
 - 2月、10月 …………… 17:30まで
 - 11月1日～15日、1月 …… 17:15まで
 - 11月16日～12月 …… 17:00まで
 - (日没時刻や天候により、下校時刻が変更する場合がある。)
 - 原則、水曜日は部活動の休養日とする。また、土日の一日は活動しない。
 - その他必要に応じて顧問の指示により活動してもよい。
 - 部員の少ない部は、他校との合同チームもしくは廃部になることがある。
- (8) 下校のときは寄り道をせずに帰宅する。

3 交通

- (1) 交通規定及び交通道德を守り、他の通行の妨げとならないようにし、安全に通行する。
- (2) 自転車の安全点検を行い、自転車は校内の所定の位置に置く。また病気やけが等で臨時に自転車で通学する場合は事前に届け出る。
- (3) 両足スタンドで、荷台と前かごがついた自転車を使用する。特殊な自転車や変型ハンドルは禁止する。
- (4) 自転車に乗る時の約束
 - ヘルメットを着用すること。
 - 交差点では一旦停止すること。
 - 自転車、歩行者ともに並進をしないこと。(自転車は左側、歩行者は右側通行)

4 校外生活

- (1) 本校生徒として自覚ある行動をするように心がける。
- (2) 外出時は家の人に行き先、用件を告げ用事がすんだら早く帰宅する。
- (3) 飲食店、映画館、ゲームセンター、アイススケート場、ボウリング場、カラオケボックスなどには原則、保護者と一緒にいく。

服装等の規定

制服		Aタイプ	Bタイプ
	冬	○新制服(ブレザー・スラックス)とする *1・2年 ○黒詰め襟学生服 ○黒長ズボン ・標準マークのついたもの ・タック不可 ・変形の学生服・ズボンは不可 ・上着の下は白カッターシャツ	○新制服(ブレザー・スカート・スラックス)とする *1・2年 ○濃紺ボックスコート・スカート・スラックス (学校指定のもの) ・身体に合っているもの ・上着の下は白カッターシャツ
	夏	○白カッターシャツ又は規定のスクールポロシャツ ○黒長ズボン(1、2年はスラックス) ・ベルトは、黒・紺・茶 ・カッターの下に下着を着る(色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ) ・襟元から下着が見えないこと	○白ブラウス・棒ネクタイ又は規定のスクールポロシャツ学校指定のスカート・スラックス ○ブラウスの下に下着を着る(色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ) ・スラックスのベルトは、黒・紺・茶
その他	リボン・ネクタイ	○学校指定のもの *式典では必ず着用する	
	上靴	○学校指定のもの	
	靴	○白無地の運動靴	
靴下	靴下	○白・黒・紺とする。 ・ワンポイント可、底は色つきでもよい。 ・膝より下、くるぶしが十分かくれるもの	

※更衣は、各自の判断で行うものとする。

移行期間中は、白のカッターシャツでの登下校も可。

※冬服移行後も暑いときは、校内で冬服を脱ぎカッターシャツで活動可、ただし名札を付け替えること。

※頭髪、スカート丈、防寒具については、別資料を参照すること。

頭 髪 等 の 規 定 (1)

共 通



整髪料（ワックス）をつけないこと

髪を染めないこと

髪が目にかからないこと（短い髪型の場合は耳、襟にかからないこと）

襟を超える長さの場合は、くくること

ゴム紐とヘアピンは必要最低限の数にすること（色は黒、紺、茶とする）

頭髪の規定（2・3）のイラストを参考にする

変則的で特殊な髪型をしないこと

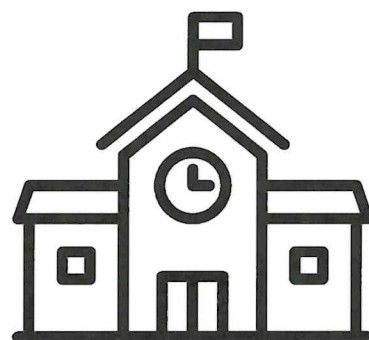
スカート丈



学校指定のもので、身体に合っているもの

膝にかかるもの

（膝立ちをして、スカートが膝頭の中央付近を基準とする）



これからの校則



船穂中学校の校則を全校生徒で大切にすること

（先輩たちや地域、保護者、先生たちで創り上げた校則を自分たちで守りましょう）

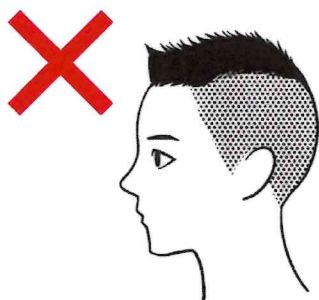
現行の校則に意見がある場合は、
生徒総会で要望すること

校則変更をする場合は、各調査を行うこと
（生徒、保護者、高校、地域、教員）



頭 髪 の 規 定 (2)

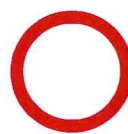
短い髪型の場合



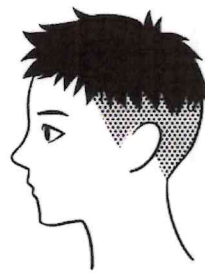
短い部分が広く見える



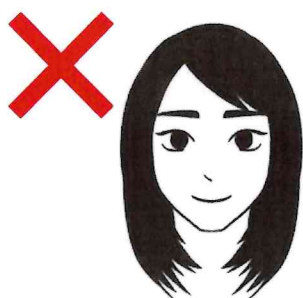
前髪が目にかかる



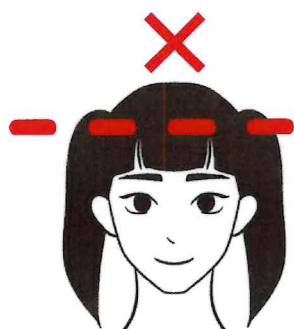
ツーブロック



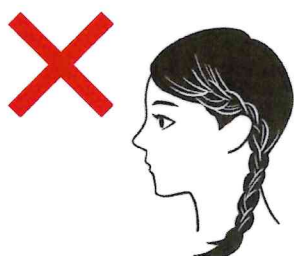
長い髪型の場合



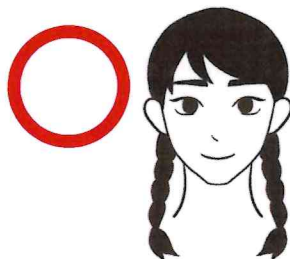
ロングヘアを下ろす



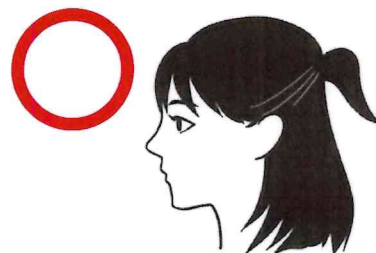
頭頂部の近い位置でくくる



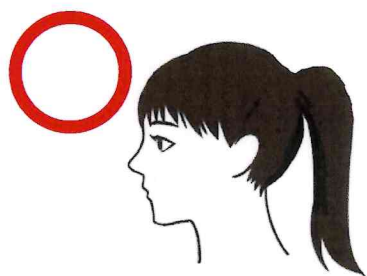
編 み 込 み



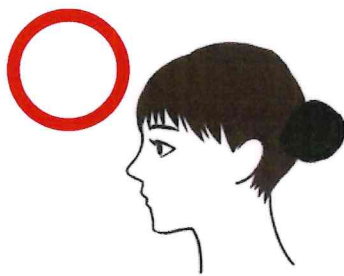
低い位置での
2つ結び (三つ編み)



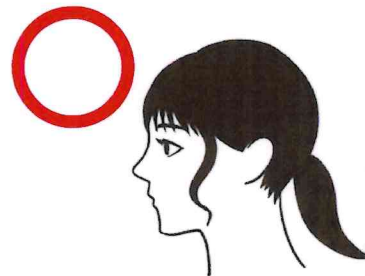
ハーフアップ



ポニーテール



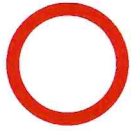
お 団 子



低い位置での1つ結び

頭 髪 の 規 定 (3)

ハーフアップについて

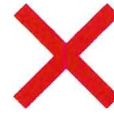


良 い 例



髪が襟を超えている

- ・ 共通の規定より、髪が襟を超える場合はくくる

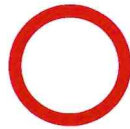
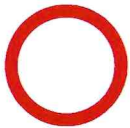


ちょんまげ

- ・ ハーフアップではない
- ・ 耳上の髪をまとめていない



ヘアピンについて



アメリカピン、ぱっちんどめ

通称アメピン、スリーピン使用可能
(前髪が目にかかる場合はピンでとめる)

所持品について（不必要な物品）

以下の物品は、持ち込めません。



携帯電話（登下校・部活動を含む学校生活）

対外試合や大会などで、止むをえずに持ってきた場合は、活動前に教員へ預ける。



漫画・雑誌（図書室以外のもの）

朝読書の本は、小説など文章によって表現されている本を基本とする。



金銭（校内で支払う以外のもの）

校内で支払う場合は朝の会までに教員へ提出すること。



不必要な物品の所持が発覚した場合

所持品を没収し、保護者へ連絡したのち、保護者に返却する。

防寒具等の規定

START

防寒具等の規定が 2025 年 1 月 7 日 から変わります。
船穂中学校の生徒としてルールを守りましょう。



カーディガンなど

襟元、裾から
のぞかない
カーディガンのみ
の着用は不可



タイツなど

白・黒・紺・薄橙
とする。
ワンポイントは不可
無地であること
＊運動のときにハーフ
パンツの下にはくのは不可
(長ズボンをはくこと)
＊式典のときは、
黒・紺色は不可



マフラー、
ネックウォーマー

登下校時のみ着用可
危なくない長さのもの

白・黒・茶など落ち着いた
色でマスコットなどの
ついていないもの



手 袋

登下校時
のみ着用可



学校指定、部活動指定
のウィンドブレーカー

登下校時・
部活動時に
着用可



ひざかけ、座布団

授業中のみ
使用可

＊移動するときの
廊下での使用は不可



靴箱の場所で、防寒具を取らなければならないもの
・マフラー、ネックウォーマー ・手袋

気象警報発令時の登下校について

- ① 午前7時の時点で倉敷市に特別警報、または、暴風、大雨、洪水、大雪の各警報のいずれか一つでも発令されている場合は 臨時休業 とします。

※ただし、状況によっては、登校という判断をさせていただくことがあります。いずれの場合も校支援アプリ「保護者連絡帳」でお伝えします。

※注意報の場合は、原則「登校」です。

- ② 在校中に警報が発令された場合や、増水などにより通常の下校では危険が予測される場合は、状況をみて早めに下校させる場合があります。その場合は、校支援アプリ「保護者連絡帳」でお伝えします。

- ③ 午前6時の時点で「特別警報」「暴風警報」が出ている場合、給食はありません。その後、午前7時までに解除され登校しても、給食は実施できません。午前中の授業で下校となり、12時00分までには完全下校をします。大雨、洪水、大雪警報については、解除後登校した場合の給食は実施できますので、原則、通常通り授業を行います。

④ その他

- 局地的な暴風・豪雨等で登校に危険が予想される場合は、保護者の判断で自宅待機をさせてください。その場合は、学校に連絡をお願いします。

船穂中学校 TEL(086)552-2043

生徒会の歌

小野 秀明 作詞
大森 昌恵 作曲



1 さ あ 行こう ーよ げんき に ゆ
2 さ あ 行こう ーよ げんき に の

め に みんな で ちょうせん しょう
せみ を たー か く め ざして いこう

ともに てを とり たいがの ように ゆ う だ い に
ともに てを とり あした に むか っ て ど こ ま で も

きそい あおうよ われらの ふな 中 せいとか い
たかめ あおうよ われらの ふな 中 せいとか い

一

さあ行こうよ 元気に
夢にみんなで 挑戦しよう
ともに手をとり 大河のように
雄大に 競い合おうよ
我らの船中 生徒会

二

さあ行こうよ 元気に
望みを高く 目指していこう
ともに手をとり 明日に向かって
どこまでも 高めあおうよ
我らの船中 生徒会

生徒会 会則（昭和56年12月1日）

第1条 この会は船穂中学校生徒を会員として組織し、船穂中学校生徒会と称する。

第2条 この会には指導顧問として、本校の教師が加わる。

第3条 この会は学校の教育目標に従い生徒の使命を自覚し、健全な自主的活動の向上を図るとともに学校の諸活動に協力し、よりよい船穂中学校をつくりあげることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 生徒の趣味、個性をのばすとともに、資質を向上させることがら。
- (2) 一般生活において風紀を正し、公德心を高めることがら。
- (3) 生徒の健康と安全を進めることがら。
- (4) 生徒共同の利益や親睦をはかるためのことがら。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要なことがら。

第5条 この会には次の機関を置く。

- (1) 生徒総会 (2) 執行委員会 (3) 中央委員会 (4) 学級委員会 (5) 各種専門委員会
- (6) その他、臨時に構成される委員会

第6条 この会に次の役員を置き、執行委員会を構成する。

この会全般に関する役員は、会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名

第7条 前条の会長・会長以外の役員は別に定める役員選挙規則に従い、全会員によって選挙するものとし、その任期は1年とする。ただし、役員に事故などのあるとき、また欠員を生じたときは補充選挙を行い、後任者の任期は残任期間とする。なお、中央委員会が補充の必要がないと認定したときは欠員のままとする。

第8条 会長は生徒会を代表し、会の中心者として執行にあたる。副会長は会長を助け会長に事故があるときはこの会の仕事を代行する。会計は本会の金銭に関する仕事をする。書記は、本会の議会時の記録に関する仕事をする。

第9条 生徒総会はこの会の最高機関で、全会員によって構成する。

- (1) 生徒総会は原則として毎年1回開催する。ただし次の場合は臨時に開くことができる。
 - ① 中央委員会が議決したとき
 - ② 会長が必要と認めたとき
 - ③ 会員の4分の1以上の要求があったとき
- (2) 会長はその会合の少なくとも3日前に告示する。

第10条 中央委員会は生徒総会の代行機関とし、各学級の学級委員と執行委員及び各専門委員長で構成する。

- (1) 本会の議長、副議長は本会の構成員の中から選出する。
- (2) 本会は原則として毎月1回開催し、生徒会長がこれを招集する。ただし、生徒会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- (3) 本会は生徒会の目的を達成するための議案全体について協議決定する。

第11条 各種専門委員会は各学級より選出された男・女各1名により構成され、任期は一期とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 各会は構成員の中より委員長及び副委員長を互選する。各専門委員長は各委員会を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会の総括を代行する。
- (2) 各会は原則として毎月1回開く。ただし委員長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第12条

- (1) 各会合はそれぞれの会の構成員の3分の2以上の出席がなければその会を開き、議決することはできない。
- (2) 各会の議案は規約改正の場合を除いて出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わりとする。この会の会計事務は本会の会計がこれを執行する。止むを得ないときは本会顧問がこれを代行する。

第14条 この会則は中央委員会の審議を経て、生徒総会及び学校長の承認を得なければ変更することはできない。

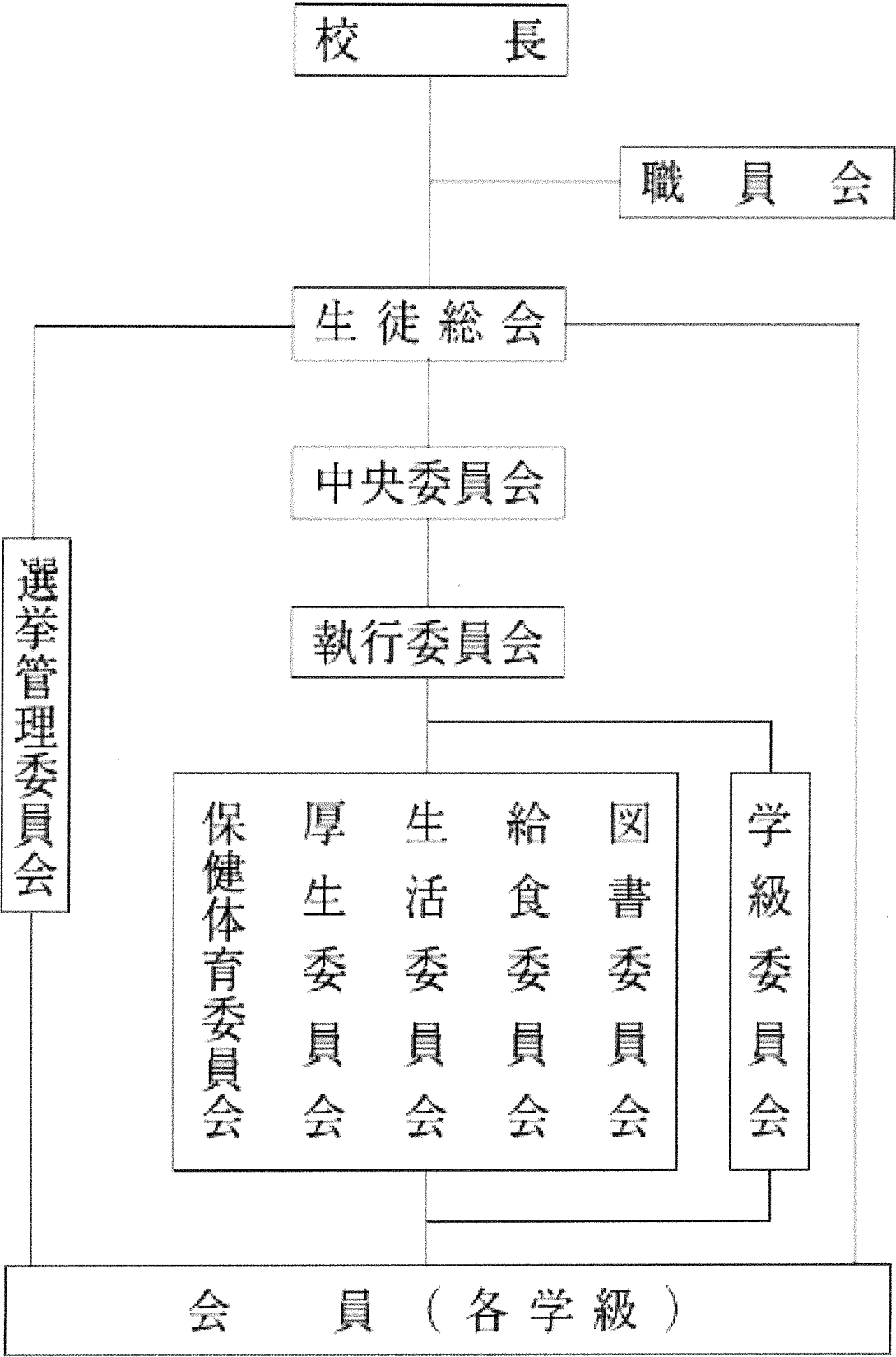
付 則

第1条 各会合は原則として顧問教師の出席を必要とする。

第2条 生徒会の決議事項は学校長の承認を得て効力を発する。

第3条 この会則は平成30年6月2日より施行する

本会組織図



生徒会役員選挙規則

第1章 総則

第1条 この規則は、船穂中学校生徒会会則第6条1の役員選挙に適用する。

第2条 この規則は、船穂中学校生徒会の役員選挙を公正に行うことを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 前条の目的を達成するため、各学級から選出された1名の選挙管理委員をもって船穂中学校生徒会役員選挙管理委員会を構成し、委員の任期はその学年在籍期間中とする。

第4条 選挙管理委員は公正な選挙が行われるよう努力するものとし、そのため、選挙運動に参加してはならない。

第5条 選挙管理委員会は、互選により選挙管理委員長を選出し、選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表する。

第3章 役員選任

第6条 選挙は投票によるものとし、投票は無記名で行う。

第7条 役員候補者中得票数の多い者から当選とし、会長とその他役員を生徒会顧問の立ち合いのもとで決定する。

第8条 当選は選挙管理委員長よりその者を当選者に通告することによりその効力を発生する。

第9条 選挙の結果、副会長あるいは他の役員該当者のない場合は、会長が適当と認めるものを生徒総会に推せんし、その承認を得て会長がこれを委嘱することができる。

第4章 選挙権及び被選挙権

第10条 船穂中学校生徒会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。ただし、被選挙権について中学生としての品位がいちじるしくない者についてはこれがないものとする。

第11条 選挙権の行使である投票は本人に限り代理投票を認めない。

第12条 役員立候補者は5名以上の推せん者の連署推せん書をそえて選挙管理委員会に立候補の届け出書を提出しなければならない。

第5章 告示

第13条 選挙管理委員会は、校内掲示板及び校内放送により次のことを全会員に告示しなければならない。

- (1) 役員選挙を行うこと。
- (2) 立候補の受付開始及び締切日
- (3) 投票日

第6章 投票及び開票

第14条 投票の管理、立ち会い、開票は選挙管理委員会が行う。また、電磁的記録式投票機（電子投票）を用いることも可能とする。

第7章 選挙運動

第15条 選挙運動は学習をさまたげない範囲で校内にて行う。ただし、暴力、買収などによって投票を強制してはならない。

第16条 選挙用ポスターは、1候補者につき3枚とし、大きさは西洋紙（試験半紙程度）1枚大の限度で、推せん者中1名を責任者として必ずその氏名を片隅に記入するとともに選挙管理委員会の承認印を受けるものとする。

第17条 ポスターは決められた掲示板にはり、残りのポスターは顧問に許可を得て、はるものとする。

第18条 選挙終了の翌日中に責任者はポスターを取り除かねばならない。

第19条 選挙管理委員会は有権者のために、各候補者の条件の公平を期してその意見発表のための立会演説会を開催することができる。その期日は立候補届け出締切日から投票日までの間とする。

第8章 選挙違反

第20条 この規則に違反した場合は、選挙管理委員会及び学校長の承認により、当選を無効とすることができる。

付 則

この規則は平成11年4月30日より施行する。

※一部改定 令和5年4月1日

いじめゼロ宣言

私たち一人ひとは、それぞれすばらしいよさをもっています。これをお互いに学び合ったり、認め合ったりすることが大切です。そして、仲間と共に学んだり、協力したりしながら活動する中で、仲間のすばらしさや喜びを知ることができるなら、楽しく充実した学校生活が送れるのではないのでしょうか。

しかし、学校内にいじめがあると、私たち一人ひとりに当然認められている権利が侵害され、健全な学校生活が送れなくなります。

そこで私たちは、一人ひとりの人権が尊重され、いじめがなくみんなが明るく楽しい学校生活が送れるようにするために、次のことを宣言します。

- ① 人の心やからだを傷つけるいじめは、どんなことがあってもしません。
- ② いじめがもしあったら、みんなの問題として解決します。
- ③ 人のよいところをすすんで見つけ、認めます。
- ④ 相手の気持ちを考え、思いやりのある言動をします。
- ⑤ いじめに気づいたら、すぐに注意し、二度と起こらないようにします。
- ⑥ いじめられたら、勇気を出して相談します。
- ⑦ 相談されたら、親身になって考えます。
- ⑧ 注意されたら、素直に聞いてすぐ直すように努力します。
- ⑨ 個人の違いを認め、決して、偏見をもちません。

平成8年11月28日
船穂中学校 生徒会

生徒証明書再交付願

西暦 年 月 日

倉敷市立船穂中学校長 様

フリガナ
氏 名

保護者 署名

年 組 番

下記の理由により、生徒証明書の再交付をお願いします。
再交付費用100円を添えて申し込みます。

記

再交付の理由： 紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）

- *₁ 再交付後に紛失した生徒証明書を発見した場合は、必ず申し出る。
- *₂ 破損の場合は、生徒証明書を提出する。
- *₃ 再交付された生徒証明書は今年度限りの使用とし、次年度は正式な生徒証明書を新たに購入(¥670-)する。ただし次年度が卒業予定の場合は、これに限らない。

【中学校記入欄】

(再交付用)生徒証明書 発行:西暦 年 月 日

(再交付用)生徒証明書 本人受領:西暦 年 月 日

(新) 生徒証明書 発行:西暦 年 月 日

(新) 生徒証明書 有効期限:西暦 年 月 日

発 第 号

校 長	教 頭(最後)	生徒指導主事	担 任

*回覧後は教頭が書類を保管すること

いきいきパスポート

私たちの郷土「倉敷」には、楽しく学習できるすばらしい施設がたくさんあります。

生徒手帳・生徒証明書カード等を提示すると掲載施設をいつでも無料で利用できます。

次の約束を守って、有効に利用してください。

約束ごと

☆利用の仕方

入口で生徒手帳・生徒証明書カード等を見せ、名簿に氏名・学校等を記入して入館してください。

☆注 意

- 1 他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 2 施設や展示物を大切にしましょう。
- 3 行き帰りの交通事故に気をつけましょう。

※掲載している開館時間・休館日・料金等は、令和6年11月末現在のものです。料金は、いきいきパスポートを利用しない場合の通常料金を記載しています。

倉敷地区

◎自然史博物館(中央 2-6-1) ☎425-6037

開 館 時 間 9:00～17:15 (入館は 16:45 まで)

休 館 日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月28日～1月4日

料 金 大学生 50 円、一般 150 円、高校生以下無料

◎倉敷市立美術館(中央 2-6-1) ☎425-6034

開館時間 9:00～17:15 (入館は 16:45 まで)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月28日～1月4日

料 金 小・中学生 50 円、 高校生・大学生 100 円
一般 210 円 (特別展は別途設定)

◎大原美術館(中央 1-1-15) ☎422-0005

開館時間 9:00～17:00 (入館は 16:30 まで)

休館日 月曜日(祝日開館)、詳細はホームページなどで
ご確認ください。

料 金 小・中学生 500 円、大人 2,000 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い 2 名まで 1 人 1,900 円。

◎倉敷考古館(中央 1-3-13) ☎422-1542

開館時間 10:00～15:00

休館日 月・火・水・木曜日(祝日開館)、年末年始、詳細は
ホームページなどでご確認ください。

料 金 小・中学生 300 円、大人 500 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い 2 名まで 1 人 400 円。

◎倉敷民芸館(中央 1-4-11) ☎422-1637

開館時間 10:00～17:00(入館は 16:30 まで)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は、その翌日)、
12月29日～1月1日

料 金 小・中学生 300 円、大人 1,200 円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い 2 名まで 1 人 500 円。

◎原澄治・本田實記念館【(公財) 倉敷天文台内】

(中央 2-19-10) ☎422-4589

開館時間 火・水・木曜日 (但し、年末年始・夏季休暇・
祝祭日を除く) ※見学希望者は、事前にくらし
き天文台ホームページより要申込。

料 金 無料

◎**大山名人記念館(中央 1-18-1)** ☎434-0003

開館時間 9:00～17:15

休館日 水曜日(祝日の場合はその翌日)、12月29日～
1月3日

料 金 無料

◎**磯崎眠亀記念館(茶屋町 195)** ☎428-8515

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)、12月28日～
1月4日、その他

料 金 無料

◎**倉敷市歴史民俗資料館(西中新田 669)** ☎422-7239

開館時間 10:00～16:00

休館日 月曜日(祝日の時は開館し、翌日が休館)、12月
28日～1月4日、その他

料 金 無料

◎**国指定重要文化財大橋家住宅(阿知 3-21-31)** ☎422-0007

開館時間 9:00～17:00

休館日 なし(3月～11月)、金曜日(12月～2月、祝日
の場合は開館)、年末年始

料 金 小・中学生 350 円、大人 550 円

◎**桃太郎のからくり博物館(本町 5-11)** ☎423-2008

開館時間 10:00～17:00(入館は 16:45 まで)

休館日 無休

料 金 幼児(5才以上) 100 円、小・中学生・高校生 400
円、大人 600 円

※中学生以下は要大人同伴。

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添いの大人 400 円。

◎**川崎医科大学 現代医学教育博物館(松島 577)** ☎462-1111

開館時間 9:00～16:30(月～金曜日)

9:00～12:00(土曜日)

※見学希望者は、必ずホームページをご確認ください。

休 館 日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日、
学園創立記念日（6月1日）

料 金 無料

◎語らい座 大原本邸（国指定重要文化財旧大原家住宅）
（中央1-2-1） ☎434-6277

開 館 時 間 9:00～17:00（入館は16:30まで）

休 館 日 月曜日（祝日・振替休日開館）、年末年始、貸切
等による臨時休館あり

料 金 高校生以下400円、一般500円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人400円。

◎国指定重要文化財 井上家住宅（本町1-36） ☎422-0714

開 館 時 間 10:00～17:00（入館は16:30まで）

休 館 日 月曜日（祝日・振替休日の場合はその翌日）、年
末年始

料 金 未就学児無料、小・中学生300円、大人500円

水島地区

◎倉敷科学センター（福田町古新田940） ☎454-0300

開 館 時 間 9:00～17:15（入館は16:45まで）

休 館 日 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

料 金 小・中学生 展示室100円、プラネタリウム・
全天周映画250円

高 校 生 展示室100円、プラネタリウム・
全天周映画350円

大 人 展示室410円、プラネタリウム・
全天周映画500円

◎埋蔵文化財センター（福田町古新田940） ☎454-0600

開 館 時 間 9:00～17:15

休 館 日 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

料 金 無料

◎**福田歴史民俗資料館（福田町古新田 1209-1） ☎455-9253**

開館時間 10:00～16:00

休館日 月・木・金曜日（祝日の時は開館し、翌日が休館）、12月28日～1月4日、その他

料 金 無料

◎**薄田泣菫生家（連島町連島 1284） ☎446-4830**

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日、年末年始

料 金 無料

◎**環境学習センター（水島東千鳥町 1-50） ☎440-5607**

開館時間 9:00～17:00

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

料 金 無料

児島地区

◎**野崎家塩業歴史館（児島味野 1-11-19） ☎472-2001**

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月25日～1月1日

料 金 小・中学生 300 円、大人 500 円
（土・日曜日、祝日は高校生以下無料）

◎**鷺羽山ビジターセンター（下津井田之浦 1-2） ☎479-8660**

開館時間 9:00～17:00（4月～9月）

9:00～16:30（10月～3月）

休館日 12月29日～1月3日

料 金 無料

◎**クルクルセンター（児島小川町 3697-4） ☎470-6681**

開館時間 9:00～17:15

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料 金 無料

◎むかし下津井回船問屋（下津井 1-7-23） ☎479-7890

開館時間 9:00～17:00（入館は 16:30 まで）

休館日 火曜日（祝日の場合は翌日）、
12 月 29 日～1 月 3 日

料 金 無料

玉島地区

◎池田遙邨・坂田一男 顕彰記念室（玉島阿賀崎 1-10-1）

☎526-1400

開館時間 9:00～22:00

休館日 5・8・11・2 月の第 4 月曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 29 日～1 月 3 日

料 金 無料

◎玉島歴史民俗海洋資料室（玉島阿賀崎 1-10-1） ☎526-1400

開館時間 9:00～22:00

休館日 5・8・11・2 月の第 4 月曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 29 日～1 月 3 日

料 金 無料

◎旧柚木家住宅（西爽亭）（玉島 3-8-25） ☎522-0151

開館時間 9:00～17:00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、12 月 28 日～
1 月 4 日、その他

料 金 無料

真備地区

◎まきび記念館（真備町箭田 3652-1） ☎698-7612

開館時間 10:00～16:00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、
12 月 28 日～1 月 4 日、その他

料 金 無料

◎**横溝正史疎開宅（真備町岡田 1546）** ☎698-8558

開館時間 10:00～16:00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、その他

料 金 無料

◎**真備ふるさと歴史館（真備町岡田 610）** ☎698-8433

開館時間 10:00～16:00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、その他

料 金 無料

倉敷市青少年育成センター

～悩みがあるときは、相談してください～

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

☐電話相談（ヤングテレフォン） 月～金曜日 9:00～17:00

☎086-426-3741

☐メール相談（ヤングココロ）24 時間受付

（3 日程度で必ず返信します。）

mail : young-kokoro@kurashiki-oky.ed.jp

☐来所相談（要予約） 9:00～17:00